正 誤 表

ページ		誤							正					
P17														
		適用条件		補正	適用				適用条件				補正	適用
	施工地域区分	対象	工種区分	係数	優先		施工地域区分		対象		工種	区分	係数	優先
			電線共同溝工								鋼橋架影	七事、	-	
	市街地(DID 補		事、道路維持コ								電線共			
	正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	事、舗装工事、		7		市街地(DID 補	 市街地部が	が施工箇所に含まれる場合。		事、道路		1.2	7
			橋梁保全工事以				正)				事、舗装工事、			
			外の工種(※)								橋梁保全工事以 外の工種(※)		`	
											グトの工性	(%)		
P23														
			自 走 車	載		1 [自	走	車	載	
	4.4 354	67 413 467	速度	機械	備		4.4 334	h	1 17 1 47	速度	ŧ	+	機械	備
	機械	名 規 格	(㎞/ 労 車 務 種	質量	考		機械	名	規格	(km/	労 務	車種	質量	考
			h) ^伤 ^恒	(t)						h)	455	作里	(t)	
	スタビラー	2m 幅 2 0m L	R	<u>23. 50</u>		1 11	スタビラ		<u>深 0.6m 幅 2.0m</u>			<u>R</u>	<u>23. 00</u>	
	(路床改良	用)				, I F	(路床改良		<u> </u>					
							ス タ ビ ラ .		深 1.2m 幅 2.0m			R	<u>24. 70</u>	
						L	(路床改良	用)						

ページ		 誤		正										
P27														
	機械区分	規格	分解組立用ク機械	レ ー ン 規 格	機械	区分	規格	分解組立用ク機 機械	_					
		表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65 t 吊			表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65 t 吊					
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表 5.1 参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (第 3 次基準値)] 100t 吊を 使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100t 吊	オールケーシ 〔スキッ		表 5.1 参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型(第 3 次基準値)] 70t 吊を使用する場合	クローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]	<u>70 t 吊</u>					
							表 5.1 参照 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合 本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型(2011 年規制)] 100t 吊を使用する場合	クローラクレーン [油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第 3 次基準値)] クローラクレーン [油圧駆動式ウイン ナ・フチスシブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)]	100t 吊					

正 誤 表

ページ			誤									正				
P28			_													
	機械区分	規格	機械質量	特殊作業員 (人) 「分解+組		1	諸 雑 費 率 (%)	機	械	区分		機械質量区分	特殊作業員 (人) 「分解+組	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕		諸 雑 費 率 (%)
		_	_	4. 9	11.9 (h)	483	4				_	_	4. 9	11. 9 (h)	483	4
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラ クレーン [油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合	_	4. 9	11.9 (h)	320	3				本体工事でクローラ クレーン [油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合	_	4.9	11.9 (h)	424	4
									ルケーシ 〔スキッ	/ング掘削機 , ド式〕	本体工事でクローラ クレーン [油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (第 3 次基準値)] 100t 吊を使用する場合		4. 9	11.9 (h)	320	3
											本体工事でクローラ クレーン [油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (2011 年規制)] 100t 吊を使用する場合	_	<u>4. 9</u>	11.9 (h)	312	<u>3</u>
												1				

正 誤 表

施工地域区分 対	誤		正											
・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については、1コ ただし、施工箇所が点在する工事の場合 種毎に一式計上するものとする。 P38、P39	用		(=	(二) ICT建設機械に要する以下の費用										
・ 3 次元起工測量 ・ 3 次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については、1コただし、施工箇所が点在する工事の場合 種毎に一式計上するものとする。 適用施工地域区分 市街地 (DID 補 正) 市街地部が施工箇所に下台計)が 5,000 台/日車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(1)車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(2)車線変更を促す規制を要要を促す規制を要要を促す規制を			・保守点検											
・3次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については、13 ただし、施工箇所が点在する工事の場合 種毎に一式計上するものとする。 適用 施工地域区分 市街地(DID補 正) 市街地部が施工箇所に正) 2 車線以上(片側1車部下合計)が5,000台/目車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(1)車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(2) 中級交通影響有り(1)車線変更を促す規制を要更を促す規制を要更を促す規制を			• ;	・システム初期費										
なお、システム初期費については、1コただし、施工箇所が点在する工事の場合 種毎に一式計上するものとする。 P38、P39 適用 施工地域区分 対 市街地(DID補正) 市街地部が施工箇所に正) 2車線以上(片側1車部下合計)が5,000台/目車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(1)車線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(2)車線変更を促す規制を要要を促す規制を要要を促す規制を要要を促す規制を						・ 3 次元起工測量								
ただし、施工箇所が点在する工事の場合 種毎に一式計上するものとする。 適用 施工地域区分 対		・3次元設計データの作成費用												
種毎に一式計上するものとする。 適用 施工地域区分 対 市街地 (DID 補 正) 正 2 車線以上(片側1車部 下合計)が5,000 台/ド 車線変更を促す規制を 時全面通行止めの場合 一般交通影響有 り(2) 中級交通影響有り(2) 車線変更を促す規制を 事線変更を促す規制を 一般交通影響有り(2) 車線変更を促す規制を 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1工事当り使用機種毎に一	式計上とする。		なお、システム初期費については1工事当り使用機種毎に一式計上とする(施工箇所が点在す										
P38、P39 適用	の場合は、箇所毎に計上しな	<u> </u>	E事の場合は、箇	所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機	幾種毎に一式計上す	るもの	とする							
適用 施工地域区分 対 市街地 (DID 補 正)														
施工地域区分 対														
施工地域区分 対 市街地 (DID 補 正) 市街地 (DID 補 正) 市街地部が施工箇所に 2 車線以上 (片側 1 車線 変更を促す規制を 時全面通行止めの場合 一般交通影響有 り (2) 車線変更を促す規制を 車線変更を促す規制を 1 車線変更を促す規制を 1 車線変更を促す規制を 1 車線変更を促す規制を 1 1 車線変更を促す規制を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1														
市街地 (DID 補 正)	適用条件		補正	適用			適用条件		補正	適用				
正)	対象	工種区分	係数	優先		施工地域区分	対象	工種区分	係数	優先				
正)		鋼橋架設工事						電線共同溝工事						
正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	道路維持工事				市街地(DID補		道路維持工事						
一般交通影響有 下合計) が 5,000 台/E 車線変更を促す規制を 時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(1)車線変更を促す規制を 車線変更を促す規制を		舗装工事				正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事						
 一般交通影響有り(1) 中線変更を促す規制を時全面通行止めの場合 一般交通影響有り(1) 車線変更を促す規制を 		橋梁保全工事						橋梁保全工事						
り(1) 車線変更を促す規制を 時全面通行止めの場合 一般交通影響有 り(2) ー般交通影響有り(1) 車線変更を促す規制を	1車線以上)かつ交通量(上	鋼橋架設工事					2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上	電線共同溝工事						
時全面通行止めの場合 一般交通影響有 り(2) 中線変更を促す規制を	台/日以上の車道において、	道路維持工事				一般交通影響有	下合計)が5,000台/日以上の車道において、	道路維持工事						
一般交通影響有り(1) 一般交通影響有り(1) 車線変更を促す規制を	見制を行う場合。ただし、常	舗装工事	1. 2	2		9 (1)	車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常	舗装工事	1.2	2				
一般交通影響有)場合は対象外とする。	橋梁保全工事					時全面通行止めの場合は対象外とする。	橋梁保全工事						
一般交通影響有	車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面	鋼橋架設工事	_			一般交通影響有 り(2)		電線共同溝工事						
		道路維持工事					一般交通影響有り(1)以外の車道において	道路維持工事						
通行止めの場合を含む 		舗装工事					車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面	舗装工事						
	(百也。)	橋梁保全工事					通行止めの場合を含む。)	橋梁保全工事						
		鋼橋架設工事、						電線共同溝工						
	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工						事、道路維持工	1.1					
市街地(DID 補		事、道路維持工				市街地(DID 補	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	事、舗装工事、		3				
正) 「中街地部が施工固別に		事、舗装工事、	1. 1	3		正)		橋梁保全工事以						
	国別に召まれる場合。 	橋梁保全工事以						外の工種(※)						
	別に召まれる場合。 	偷朱休土上争以												